

随意契約結果(物品等)

第4四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平野工営所ボイラー室排気ファン修繕	設備修繕	(株) 荏原製作所	¥1,100,000	1月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	大阪ドーム北公園パーゴラ修繕	建物修繕	(株) ザイエンス	¥1,634,600	1月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	南津守さくら公園テニスコート人工芝修繕(緊急)	設備修繕	永興建設(株)	¥1,100,000	1月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G17	-
4	令和7年度 複合型ガス濃度測定器(道路・河川管理用)修繕	備品修繕	新コスモス電機(株)	¥1,867,668	1月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	令和7年度複合型ガス検知設備修繕(その2)	備品修繕	新コスモス電機(株)	1,067,000	1月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
6	もと今福出張所 シャッター修繕	設備修繕	三和シャッター工業(株)	1,980,000	1月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
7	下水道科学館 中央監視装置部品取替修繕	設備修繕	星光ビル管理(株)	1,760,000	1月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G24	-
8	都島公園ほか4公園遊具修繕	建物修繕	日都産業(株)	1,227,600	1月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
9	水質試験所イオンクロマトグラフ分析装置修繕(緊急)(その2)	備品修繕	(株) ジエイ・サイエンス関西	1,703,900	1月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	G3およびG11	-
10	善源寺公園ほか7公園遊具修繕	建物修繕	タカオ(株)	1,445,400	1月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約結果(物品等)

第4四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
11	西淡路公園内トイレバルブ修繕(緊急)	設備修繕	中央設備(株)	¥1,999,800	2月3日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第 5号	G17	-
12	真田山公園ほか2公園複合遊具修繕	建物修繕	(株) ザイエンス	¥1,188,000	2月16日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2号	G3	-
13	水質試験所廃液処理装置修繕(緊急)	備品修繕	(株) ダルトンメンテナ ンス	¥1,332,100	2月16日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2号及び第5号	G3及びG11	-
14	下水道科学館 排水水中ポンプ・逆 止弁及び空調機室鍵取替修繕	設備修繕	星光ビル管理(株)	¥1,947,000	2月18日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第 6号	G28	-
15	令和8年度 行政手続法追録ほか19 点概算買入	51図書	(株) ぎょうせい	¥2,678,830	3月16日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2号	G8	-
16	扇町公園事務所資材倉庫用電動シャッ ター修繕(緊急)	設備修繕	文化シャッター サービス(株)	¥1,650,000	3月30日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2号及び第5号	G3及びG23	-

1

随意契約理由書

1 修繕名称

平野工営所ボイラー室排気ファン修繕

2 契約相手方

株式会社 荏原製作所

3 随意契約理由

本件は、当工営所4階ボイラー室に設置している排気ファンが停止し、正常に作動しないため、修繕するものである。

当該設備はボイラー室の温度・湿度を調整するためのものであるが、現在、正常に作動せず、給気ファンのみ稼働していることから室内が高温多湿となっている。このような状態を放置するとボイラーに過剰な負荷がかかり、庁舎全体の停電や配管、部品破損もしくは火災が発生する恐れがあることから、修繕を行う必要がある。

なお、本設備については、上記業者が製造したものであり、取扱い部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 平野工営所

2

随意契約理由書

1 修繕名称

大阪ドーム北公園パーゴラ修繕

2 契約相手方

株式会社ザイエンス

3 随意契約理由

本件は、大阪ドーム北公園のパーゴラについて修繕を行うものである。

大阪ドーム北公園のパーゴラのルーバーが腐朽していることから、今後も来園者に継続的に快適な休憩施設として提供するために修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、パーゴラの安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所

大阪城公園事務所

3

随意契約理由書

1 修繕名称
南津守さくら公園テニスコート人工芝修繕（緊急）

2 契約相手方
永興建設株式会社

3 随意契約理由

本件は、南津守さくら公園に設置されているテニスコートの人工芝が剥がれ、適切に利用できない状態であることから修繕を行うものである。

当該施設は、維持管理協定に基づき一般社団法人セレッソ大阪スポーツクラブが管理運営を行っているが、本修繕内容をはじめとした維持補修は本市が分担することとなっている。

当該テニスコートは有料スポーツ施設であり利用者が非常に多い施設である。また、人工芝のテニスコートは1面のみであり、代替施設の提供ができず、公園利用者の利便性を大きく損なうことや当該スポーツクラブにおける管理運営に支障をきたすことから早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において建築一式工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠
地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署
建設局西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

4

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 複合型ガス濃度測定器（道路・河川管理用）修繕

2 契約相手方

新コスモス電機株式会社

3 随意契約理由

今回修繕する複合型ガス濃度測定器は、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の危険が予想される共同溝・道路排水ポンプ場内排水ピット等の道路及び河川施設内での作業において、酸素・硫化水素・可燃性ガスを測定する機器であるが、当機器を繰返し使用したことによって各センサー・フィルター等の部品が損耗しており、測定結果に影響する可能性があることから、作業における安全対策上、機能点検及び部品の取替を行うものである。

当機器を製作した新コスモス電機株式会社は、製作会社独自の技術を用いた機能点検、部品取替及び部品の調達が可能で唯一の業者であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課

5

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度複合型ガス検知設備修繕（その2）

2 契約の相手方

新コスモス電機株式会社

3 随意契約理由

今回修繕する複合型ガス検知設備は、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の危険が予想される下水道施設内で安全に作業を実施するため、酸素、硫化水素、可燃性ガスを測定する設備であるが、各センサー・フィルター等の部品が長期の使用により損耗しており、測定結果に影響する可能性があるため作業における安全対策上、部品の取替、機能点検を行うものである。

本設備は、新コスモス電機株式会社が製作したものであり、各センサー・フィルター等の部品取替、機能点検には製作会社独自の技術を必要とし、取替部品も他社では製作しておらず、本修繕ができるのは製作会社である新コスモス電機株式会社のみである。

以上のことから新コスモス電機株式会社を契約相手方として随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道部 施設管理課

6

随意契約理由書

1. 修繕名称

もと今福出張所 シャッター修繕

2. 契約相手方

三和シャッター工業株式会社

3. 随意契約理由

本件は、もと今福出張所において資材及び用具置場として利用している倉庫のシャッターのブレーキ機能に不具合が生じ、安全に開閉できないため修繕を行うものである。

当該倉庫は道路維持管理作業に必要な資材及び機材器具等の保管場所として使用しており、このままシャッターが開閉できない状態では、保管物品の適正管理や直営業務に支障をきたすおそれがあることから修繕を行うものである。

上記業者は、本設備の製作会社であり、取替部品も他社では製作しておらず、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

東部方面管理事務所中浜工営所管理担当

随意契約理由書

1. 案件名称

下水道科学館 中央監視装置部品取替修繕

2. 契約の相手方

星光ビル管理株式会社

3. 随意契約理由

下水道科学館は、施設の電気設備や機械設備の稼働状態を把握するため、情報を中央監視装置に集約している。本件は「下水道科学館運営業務委託（長期継続）」において、当該装置の保守点検を実施した際に、部品の耐用年数経過による不具合が生じていることが判明したため修繕を行うものである。

星光ビル管理株式会社は現在、上記業務委託の受託者である株式会社丹青社より当該設備の管理業務、保守点検等について委託されていることから、現場状況を把握し、修繕に必要な資材、要員を迅速に調達することが可能であり、あらためて受注者を選定することと比較し経済的に合理的で工期の短縮を図ることが出来るため、上記業者に随意契約を依頼するものです。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5. 担当部署

建設局下水道部調整課

8

随意契約理由書

1 修繕名称

都島公園ほか4公園遊具修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本件は、都島公園、桜之宮公園、生江南公園、太子橋中公園、鳴野東公園に設置している遊具について修繕を行うものである。

都島公園・太子橋中公園についてはスイング遊具、桜之宮公園・生江南公園については児童用ブランコ、また鳴野東公園については幼児用ブランコの各種部材が経年劣化により損耗していることが判明し、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 鶴見緑地公園事務所

随意契約理由書

1. 修繕名称 : 水質試験所イオンクロマトグラフ分析装置修繕（緊急）（その2）
2. 契約相手方 : 株式会社ジェイ・サイエンス関西 大阪支店

3. 随意契約理由

水質試験所では、市内の事業場の活動に伴って発生する工場排水に含まれる有害物質を測定している。得られた結果は、水質汚濁防止法等に規定される排水基準値と照合し、事業者への行政指導や行政処分の根拠として用いている。

現在、ふっ素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及びアンモニア性窒素などのイオン成分を測定するイオンクロマトグラフ分析装置において、カラム部分及び送液部分の劣化により分析精度が著しく低下している状況にある。このため、法令に基づく測定が実施できないだけでなく、日々搬入される工場排水の分析が行えない。

排水基準を超える工場排水が下水処理場に流入した場合には、生物処理に重大な支障をきたすだけでなく、大量の薬品を投入して処理しなければならなくなる。また、そのような排水が河川に放流された場合は、自然環境の破壊に直結するとともに、周辺住民の生活環境の悪化も懸念され、市民の安全性を損なうことから至急、修繕の必要がある。

契約相手方の業者は、サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社製イオンクロマトグラフ分析装置の保守サービスを受け持つ唯一の事業者であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第5号

5. 担当部署

下水道部下水道資源循環課 水質試験所

随意契約理由書

1 修繕名称

善源寺公園ほか7公園遊具修繕

2 契約相手方

タカオ株式会社

3 随意契約理由

本件は、善源寺公園、東毛馬公園、旭公園、清水南公園、新森東公園、高殿南四公園、茨田大宮中央公園、鶴見中央公園に設置している遊具について修繕を行うものである。

善源寺公園、東毛馬公園、旭公園、清水南公園、新森東公園、高殿南四公園の児童用ブランコについては金具及び座板の損耗、茨田大宮中央公園の複合遊具については転落防止パネルの経年劣化による損耗、また鶴見中央公園の複合遊具のネットクライム部に摩耗が判明したので、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 鶴見緑地公園事務所

随意契約理由書

1. 修繕名称

西淡路公園内トイレバルブ修繕（緊急）

2. 契約相手方

中央設備（株）

3. 随意契約理由

本件は西淡路公園内にあるトイレ（女性用和式、男性用和式、多目的）のバルブから漏水しているため修繕するものである。

このまま漏水を放置した場合、不必要な水道料金の支出にもつながることから、当該トイレ（女性用和式、男性用和式、多目的）を止水し使用禁止にしている状態である。

当該公園には女性用和式、男性用和式、多目的のトイレはそれぞれ一室ずつしかなく、近隣に小学校や保育園もあり公園の利用者が多いため、利用者の利便性を損なうおそれがあることから、早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿において給排水衛生冷暖房工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

真田山公園ほか2公園複合遊具修繕

2 契約の相手方

株式会社ザイエンス

3 随意契約理由

本件は、真田山公園、巽大地北公園、田島公園に設置している複合遊具について修繕を行うものである。

真田山公園、巽大地北公園の複合遊具についてデッキや階段の床板の摩耗、田島公園についてすべり台側板の破損が判明したことから、今後も来園者に対し継続的に安全な遊具として提供するため修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、修繕部品も他社では製作していない。また、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

真田山公園事務所

随意契約理由書

1. 修繕名称 : 水質試験所廃液処理装置修繕（緊急）
2. 契約相手方 : 株式会社ダルトンメンテナンス 大阪支店

3. 随意契約理由

水質試験所では、市内事業場の活動に伴って発生する工場排水に含まれる有害物資を測定・分析しており、得られた結果を下水法に規定される排水基準と照合し、基準値以下の水質にしたうえで排水を行っている。

今回修繕を行う廃液処理装置は、分析業務で生じる強酸性・強アルカリ性廃液や、高濃度の重金属類を含む廃液の凝集沈殿及び中和処理を行うものであるが、今般、当該装置に使用されているポンプ類が正常に作動しなくなっていることが判明したものである。

現状のままでは、適正な廃液処理が行えず、排水基準を超える排水が下水処理場に流入した場合、生物処理に重大な支障をきたすだけでなく大量の薬品を投入し処理しなければならなくなる。また、そのような排水が河川に放流されれば、自然環境の破壊に直結するとともに市民の安全性及び利便性を損なうことから、至急、修繕を行う必要がある。

上記業者は製造元である株式会社ダルトンの保守サービスを受け持つ事業者であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5. 担当部署

建設局下水道部下水道資源循環課水質試験所

随意契約理由書

1. 案件名称

下水道科学館 排水水中ポンプ・逆止弁及び空調機室鍵取替修繕

2. 契約の相手方

星光ビル管理株式会社

3. 随意契約理由

本件は「下水道科学館運営業務委託（長期継続）」における保守点検の結果、以下の不良箇所が判明したため修繕を行うものである。

下水道科学館では、地下室の雨水を排水するため排水水中ポンプを2台設置しているが、うち1台が経年劣化により稼働しておらず、もう1台についても同時期に購入したものであるためいつ停止するか分からない状況であり、このままでは漏水の恐れがあるため、両方のポンプについて取替修繕を行う。

また、下水道科学館の空調機械室には、危険を伴う機器が設置されているため、来館者が誤って立ち入らないよう施錠しているが、設置している鍵の施錠ができない、また扉を閉めた際にハンドルが抜けなくなるといった不具合が発生しているため、これらについても取替修繕を行う。

星光ビル管理株式会社は現在、上記業務委託の受託者である株式会社丹青社より当該設備の管理業務、保守点検等について委託されていることから、現場状況を把握し、修繕に必要な資材、要員を迅速に調達することが可能であり、あらためて受注者を選定することと比較し経済的に合理的で工期の短縮を図ることが出来るため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

建設局下水道部調整課

随意契約理由書

- 1 案件名称 令和8年度 行政手続法追録ほか19点概算買入
- 2 契約相手方 株式会社ぎょうせい
- 3 随意契約理由
今回購入する図書は、すでに購入している図書の追録分であり、事務参考用に使用するものであるが、出版元である上記業者が、唯一の販売業者であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記契約相手方との随意契約を依頼するものである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局総務部総務課

随意契約理由書

1 修繕名称

扇町公園事務所資材倉庫用電動シャッター修繕（緊急）

2 契約の相手方

文化シャッターサービス株式会社

3 随意契約理由

本件は、当事務所敷地内にある資材倉庫用電動シャッターの開閉に不具合が生じているため、修繕を行うものである。

当該倉庫には公園維持管理作業に必要な資材等が保管されているが、現在、リミットスイッチに不具合が生じており、シャッターが正常に作動しない状態である。

一度開くと次に閉めることが出来なくなるためシャッターを下ろしたまま開閉操作を中止している状況であるが、このままだと施錠不良による盗難の恐れがあり、倉庫内に保管している物品の適正な管理ができただけでなく、直営材料等を搬出できないため公園の維持管理業務及び緊急時に対応できない恐れもあり、ひいては市民の安全性や財産を損なうなど影響を及ぼすこととなるため、緊急に修繕を行うものである。

本設備は、上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

建設局 扇町公園事務所